

## 令和8年 第1回十勝圏複合事務組合教育委員会会議

1. 令和8年1月30日 金曜日 11時00分 ～ 11時35分

十勝圏複合事務組合教育委員会会議を帯広市役所8階教育委員会室に招集する。

2. 本日の出席委員

|      |      |
|------|------|
| 教育長  | 村松正仁 |
| 教育委員 | 加賀学  |
| 教育委員 | 有田勝彦 |
| 教育委員 | 程野仁  |

3. 本日の議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第1号 十勝教育研修センター第20期事業計画について

日程第3 議案第2号 帯広高等看護学院管理規則の一部改正について

日程第4 議案第3号 帯広高等看護学院学則の一部改正について

日程第5 報告第1号 十勝圏複合事務組合教育委員会教育長職務代理者の指名について

日程第6 報告第2号 令和7年度十勝教育研修センター研修講座受講状況について

日程第7 報告第3号 令和8年度帯広高等看護学院入学者選抜状況について

日程第8 議案第4号 令和8年度十勝圏複合事務組合一般会計歳入歳出予算について【非公開】

村松教育長 　　ただ今から、令和8年第1回十勝圏複合事務組合教育委員会会議を開会いたします。福地委員より欠席の届出を受けているため、出席委員は4名であります。会議は成立しております。

　　ここで諸般の報告をいたします。

事務局 　　令和8年第1回十勝圏複合事務組合教育委員会会議につきましては、去る1月28日付で招集のご案内をしております。また、議案等につきましては、同日付で送付しております。以上よろしくお願いいたします。

村松教育長 　　日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

　　会議録署名委員は加賀委員及び有田委員を指名いたします。

　　日程第2、議案第1号十勝教育研修センター第20期事業計画についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

服部 部長 　　議案第1号十勝教育研修センター第20期事業計画につきまして、ご説明いたします。議案書の1ページからとなります。

　　3年間を1期とした本計画並びに事業実施計画については、本年度改定期を迎え、これまで管内の教育関係者を対象としたアンケート調査結果などをもとに素案を作成し、各市町村の学校教育主管課長会議、当センター指導員会議、事業推進委員会での協議を行ったほか、昨年10月23日に開催された教育委員会会議におきましても、策定状況について説明し、ご意見を伺ったところであります。

　　その後、講座講師を依頼しております十勝教育局をはじめ、十勝・帯広の教育関係機関・団体からいただいたご意見を踏まえて、修正を行い、改めて、指導員会議並びに事業推進員会議での協議を経て、本日提案させていただくものです。

　　前回の教育委員会会議で説明した内容と重複する点もございですが、議案書3ページからの第20期事業計画についてご説明いたします。なお、第19期からの変更点につきましては、下線を付しております。

　　最初に、1の「目的」、3の事業計画の内容については、変更はなく、2の「基本方針」、につきましては、(2)と(3)の2点について、下線のように変更しました。いずれも、教育に関する今日的な動向や課題、学校現場から意見・要望に柔軟に対応していく内容となっております。

　　次に、4ページの「4 事業推進の方法」についてです。(1)の変更については、ここ数年の各講座の受講状況から、講座の定員設定の考え方の見直しを図る内容となっております。(2)以降の講座開設に関する事項については、前回の改訂において大幅に見直しを図りましたので、第19期からの変更はありません。なお、(7)について、第20期事業計画が第19期からの変更が無いのにもかかわらず、前回会議の資料には「オンデマンド」に関する新たな記述が

誤って追記されていたことから、「オンデマンド」の文言を削除させていただき訂正をしております。

続いて、議案書の7ページをご覧ください。第20期の開設講座一覧となります。前回提案からの変更が3点あります。

1点目が、分類番号29について、講座名を「複式教育」からへき地教育の全道的な流れを受けて「へき地・小規模校教育」と変更しました。2点目は、分類番号36の「授業づくり」講座について、2講座から1講座に減らしました。3点目は、分類番号37の「民間・地域に学ぶ仕事術」について、年度ごとの講座開設数を記載のように、令和8年度及び10年度は2講座、9年度は1講座としました。加えて、分類番号22の「ICTの活用」を1講座増やし、3講座開設することの、4点が第20期の変更点となります。

議案書8ページから15ページまでが、研修講座ごとの研修目的、研修内容、定員、教職員の資質向上に係る5つの指標、講師数を示したものとなります。今回の改訂の当たり、講座講師を依頼しております教育関係団体並びに研修センター指導員に、内容を精査いただき、修正を加えたものとなります。

以上、説明してまいりました本事業計画案につきましては、承認を得た後、十勝管内教育関係機関団体、各学校等に配付し、周知を図ります。説明は以上であります。

村松教育長

これから質疑に入ります。

別になければ、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号十勝教育研修センター第20期事業計画については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし。

村松教育長

ご異議なしと認め、議案第1号は決定されました。

日程第3、議案第2号帯広高等看護学院管理規則の一部改正についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

福原 部長

議案第2号帯広高等看護学院管理規則の一部改正について、ご説明いたします。議案書17ページをご覧ください。

まず、改定の背景といたしまして、令和5年4月1日施行の改正地方公務員法では、定年年齢を60歳から段階的に65歳へ引き上げるとともに、管理監督職の勤務上限年齢制が導入されるなどとなっております。

帯広高等看護学院においては、今回の改正で、管理監督職員が勤務上限年齢に達した、次の4月1日付で管理監督職の勤務上限年齢制に基づく教務主任を任命する制度を導入予定です。

現在の管理規則第6条では、学院に、学院長・副学院長・教務主幹・教務主任・教員及びその他の職員を置くこととなっております。

引き続き 60 歳未満の教務主任については、将来的な管理監督職員の育成のため、配置しますが、管理監督職を経た教務主任が加わることによって、人数が減少する教員は、学年担任・授業計画の作成・授業実施等の教員の実務を十分に行えなくなる可能性があります。

このため、管理監督職勤務上限年齢に達した教務主任については、「教員の業務を分掌することができる」とことと改正するものです。このほか、文言の整理をするものです。

なお、「新旧対照表」は、19 ページのとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

村松教育長

これから質疑に入ります。

別になければ、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号帯広高等看護学院管理規則の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし。

村松教育長

ご異議なしと認め、議案第 2 号は決定されました。

日程第 4、議案第 3 号帯広高等看護学院学則の一部改正についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

福原 部長

議案第 3 号帯広高等看護学院学則の一部改正について、ご説明いたします。議案書 25 ページをご覧ください。

まず、改正の背景といたしまして、職業教育の充実を図るため、また、専修学校の教育内容を強化するため学校教育法の一部を改正する法律が令和 8 年 4 月 1 日に施行されます。文部科学省から、学校教育法とこれに伴う政令等の改正を踏まえ、各専修学校においてはそれぞれの学則の変更を検討し、変更を要する場合は、法律の施行日までに手続きを行うよう通知があったものです。

なお、学則変更の可能性を検討すべき事項といたしまして、在籍者の呼称に関する事、単位制に関する事、専門士に関する事、高度専門士に関する事、第三者学校評価に関する事、専攻科に関する事の 6 点であります。

帯広高等看護学院における改正の内容といたしましては、専門士に関する事、及び、第三者学校評価に関する事の 2 点であり、専門士につきましては、これまで根拠となっていた文部科学大臣認定制度が廃止されその根拠を学校教育法等に改めるものです。

次に、第三者学校評価につきましては、評価する組織や評価の流れ、その費用などについて、現在、文部科学省に対して詳細を確認中ですので、これらが判明した段階において、学則の改正案及び(当初) 予算案とともに教育委員会会議等に提案する考えです。

このため、今回は、専門士についてのみご審議いただくものです。

なお、「新旧対照表」につきましては、27 ページのとおりです。

また、議決後に、所管の北海道帯広保健所並びに北海道教育庁へ改正後の学則を届け出るものです。

村松教育長

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

これから質疑に入ります。

別になければ、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号帯広高等看護学院学則の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし。

村松教育長

ご異議なしと認め、議案第3号は決定されました。

日程第5、報告第1号十勝圏複合事務組合教育委員会教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

服部 部長

報告第1号十勝圏複合事務組合教育委員会教育長職務代理者の指名について、ご説明申し上げます。議案書33ページをご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項では、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と定めており、令和7年11月30日付けで就任した村松教育長が、同日付けで、加賀学委員を教育長職務代理者と指名し、加賀委員より承諾をいただきましたので、ご報告いたします。報告は以上でございます。

村松教育長

これから質疑に入ります。

別になければ、質疑を終結し、本件を終了します。

日程第6、報告第2号令和7年度十勝教育研修センター研修講座受講状況についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

川口 所長

報告第2号令和7年度十勝教育研修センター研修講座受講状況につきまして、ご報告いたします。議案書は35ページからでございます。37ページをご覧ください。

令和7年度に開講した46講座の開催日や受講者数を示したものでございます。研修講座全体では定員725名に対し、944名が受講し、受講率は130.21%となっています。定員超えの高い数値を示しております。講座ごとの受講率については、100%以上の受講率となった講座は29講座であり、前年度比で1講座減となっておりますが、40%未満の受講率となった講座はございませんでした。

議案書38ページをご覧ください。研修講座年度別受講状況について、ご報告いたします。令和7年度につきましては、年度当初の申し込み者数は、受講定員725名に対して、1,019名であり、昨年度に引き続き1,000名を越えています。

次に、第19期の事業計画で取り上げた講座の「半日受講者」についてですが、前年度と同程度の189名で、全受講者20%となっております。また、初任段階層の受講者数が減ってきている状況にあり

ますが、各年代を通して積極的に研修講座に参加していただいている状況にあります。

議案書 39 ページについては、第 17 期から第 19 期の市町村別受講状況を示したものを載せてございます。令和 7 年度の管内教職員総数 2,692 名に対して延べ受講者の割合は、35.1%となっています。さらなる受講率向上を目指し働きかけを強くしていきたいと考えております。

今後におきましても、十勝管内の教職員の資質能力の向上に資する研修講座とするべく、関係各位のご意見やご要望をいただきながら、研修内容の充実や受講者の確保に取り組んでまいりたいと考えてございます。報告は以上でございます。

村松教育長

これから質疑に入ります。

別になければ、質疑を終結し、本件を終了します。

日程第 7、報告第 3 号令和 8 年度帯広高等看護学院入学者選抜状況についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

島田事務長

報告第 3 号令和 8 年度帯広高等看護学院入学者選抜状況について、報告いたします。議案書の 43 ページをご覧ください。

令和 8 年度入学者の受験者数は、前年比 21 名減の 52 名となりました。受験者の出身地は、帯広市内が 20 名、十勝管内町村が 29 名、その他、道内が 3 名となっています。

応募者が減となった主な要因は、例年、高校訪問で 200 人程度の看護志願者に対応していますが、今年はその人数が半数以下となり、そもそも志願者が少ない状況にありました。

十勝管内の看護師養成所が 4 校体制になった影響もありますが、4 年制大学志向や首都圏・札幌圏への進学志向の高まりにより志願者が流出していることの要因も大きいと捉えています。

応募者の確保について、管内高校の進路指導部と連携し、志願者の動向を把握するとともに、あらゆる機会を通じて看護職の魅力を発信する機会を設ける等、応募者の増加に向けた取り組みを進めてまいります。説明は以上です。

村松教育長

これから質疑に入ります。

別になければ、質疑を終結し、本件を終了します。

ここで会議の進め方についてお諮りいたします。

日程第 8 の案件につきましては、十勝圏複合事務組合教育委員会運営に関する規則第 5 条の規定により準用する帯広市教育委員会会議規則第 16 条第 1 項第 3 号により非公開にしたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし。

村松教育長

ご異議なしと認め、そのとおりに取り扱いたします。

これより会議を非公開といたします。

日程第 8、議案第 4 号令和 8 年度十勝圏複合事務組合一般会計歳入歳出予算についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

議案第 4 号令和 8 年度十勝圏複合事務組合一般会計歳入歳出予算のうち、教育委員会に係る部分につきまして、ご説明いたします。議案書の 45 ページをご覧ください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、議会の議決を経るべき事件の議案について、教育委員会の意見を述べようとするものであります。

令和 8 年度十勝圏複合事務組合一般会計歳入歳出予算のうち、十勝教育研修センターと、帯広高等看護学院に係る、教育委員会関係のうち、はじめに私から教育委員会全体と十勝教育研修センター関係について、ご説明いたします。

議案書の 47 ページをご覧ください。はじめに、教育委員会の歳入歳出予算であります。令和 8 年度の教育委員会の予算額は、歳入歳出ともに 2 億 8,569 万 3 千円であり、前年度予算比 971 万 6 千円の増となっております。

次に、十勝教育研修センターに係る予算について、ご説明いたします。議案書は 48 ページでございます。令和 8 年度予算は歳入、歳出ともに前年度比 41 万 5 千円増の総額 3,959 万 4 千円を計上しております。

はじめに、主な歳入であります。「分担金及び負担金」のうち、「教育費分担金」につきましては、構成市町村からの運営分担金ですが、予算額 3,739 万 1 千円で、前年度比 177 万 6 千円の増となっております。内訳は「事業費分」として、予算額 2,755 万 1 千円、「共通経費分」として、予算額 984 万円を計上しております。事業費分については前年度比 80 万 1 千円の増、共通経費分については、97 万 5 千円の増となっております。

次に、「繰越金」につきましては、施設修繕料の財源等として、計上しているものですが、予算額 69 万 7 千円で、前年度比 150 万 3 千円の減となっております。

次に、「共通経費」につきましては、組合の一般管理費、職員給与費、予備費等の経費であり、予算額 108 万円で、前年度比 8 万 5 千円の増となっております。歳入については、以上です。

次に、主な歳出について、ご説明いたします。「教育研修センター費」のうち、「研修センター総務費」につきましては、研修センターの人件費及び事務経費等であり、予算額 848 万 5 千円で、前年度比 56 万 4 千円の増となっております。主な増額理由は、給与改定に伴う、人件費の増によるものであります。

次に、「研修センター管理費」につきましては、研修センターの維持管理に要する経費であり、予算額 1,018 万 5 千円で、前年度比 8

5万2千円の減となっております。主な減額理由は、修繕料の減によるものであります。なお、令和8年度については、Wi-Fi環境増強工事について、繰越金を財源とし、計上しております。

最後に、「共通経費」につきましては、予算額1,092万円で、人件費の増に伴い前年度比106万円の増となっております。

なお、繰越金を財源とする今後の修繕計画につきましては、50ページでお示ししております。また、繰越金の状況につきましては、52ページでお示ししております。説明は以上であります。

福原 部長

続きまして、私から帯広高等看護学院の予算について、ご説明いたします。議案書49ページをご覧ください。

はじめに、歳入のうち、「分担金及び負担金」は、構成市町村からの運営分担金ですが、予算額1億500万1千円で、前年度比317万7千円の減となっております。内訳は「事業費分」として、予算額9,516万1千円、前年度比415万2千円の減、これは、地方交付税措置額交付金の増による分担金の減が要因です。「共通経費分」として、予算額984万円、前年度比97万5千円の増となっております。これは、人件費の増が主な要因であります。

次に、「使用料及び手数料」のうち、「教育使用料」は主に授業料になりますが、予算額2,577万8千円で、前年度比168万1千円の減となっております。これは、授業料免除の増による授業料の減によるものです。

次に、「繰入金」は、予算額307万円で、前年度比59万6千円の増となっております。これは、退職手当支払準備基金繰入金から退職手当の財源として計上したものであります。

次に、「諸収入」のうち、「雑入」は、予算額1億884万4千円で、前年度比1,342万4千円の増となっております。これは、主に「地方交付税措置額交付金」の運営費の算定単価及び授業料等減免に係る補正係数の増が要因となっております。

次に、「共通経費」につきましては、歳入・歳出ともに、十勝教育研修センターと同じ内容かつ同額の計上となっております。歳入は以上であります。

次に、歳出ですが、「高等看護学院費」中、「学院総務費」は、学院の維持管理に要する経費で、予算額5,776万4千円で、前年度比175万9千円の減となっております。これは、主に修繕料の減によるもので令和8年度は、非常時の誘導灯のLED化及び3階学生サロン等の空調設備を計上しています。

次に、「教育振興費」は、教育活動に要する経費で、予算額2,938万6千円で、前年度比174万5千円の増となっております。主な要因は、報酬、使用料及び賃借料の増によるものです。次に、「職員費」中、「職員給与費」は、事務職員及び教員の給料等に要する経費で、

予算額 1 億 3,829 万 9 千円で、前年度比 923 万 4 千円の増となっています。これは、給与改定に伴う、人件費の増によるものです。

次に、「諸費」は、予算額 941 万円で前年度比 109 万 9 千円の減となっています。これは、主に退職手当積立金の減によるものです。

この結果、歳入、歳出ともに総額 2 億 4,609 万 9 千円となり、前年度比 930 万 1 千円の増となっています。以上が、帯広高等看護学院に係る令和 8 年度一般会計歳入歳出予算であります。

なお、今後の修繕計画につきましては、51 ページ、繰越金の状況につきましては、53 ページにそれぞれ添付しておりますので、後ほど、ご参照いただければと思います。説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

村松教育長  
有田 委員

これから質疑に入ります。

帯広高等看護学院の歳入・教育使用料につきまして、「授業料免除の増による減」とございますが、授業料免除の具体例を伺います。

島田事務長

授業料減の要因である「高等教育修学支援新制度」は、非課税世帯、もしくは非課税世帯からある程度収入がある世帯に対して、授業料等を減免する制度でございます。また、令和 7 年度から、子供が 3 人以上いる多子世帯についても、授業料等が減免となるよう制度が拡充されております。

帯広高等看護学院の減免対象となった人数につきまして、令和 6 年度は 21 名、令和 7 年度は 33 名となっております。令和 6 年度からの増加分につきましては、概ね多子世帯の生徒であり、今回拡充された制度による効果でございます。

金額につきまして、令和 7 年度は、当初予算より 478 万 1 千円減となっております。令和 8 年度におきましても、同様の傾向と推測し、授業料減としております。

なお、地方交付税措置額交付金でございますが、高等教育修学支援新制度の減免に対する交付となっております。

有田 委員  
村松教育長  
加賀 委員  
服部 部長

ありがとうございます。

他にございませんか。

予算繰越に係る考え方に関して、改めて仕組みについて伺います。

基本的には、入札減等の剰余金については構成市町村に減額する考えもございますが、施設が老朽化していることから、緊急的な修繕経費が生じる際に構成市町村分担金の大幅増とならないよう、一定額留保させていただき、修繕計画のスムーズな執行に努めているものであります。

加賀 委員  
村松教育長

ありがとうございます。

他にございませんか。他になれば、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 号令和 8 年度十勝圏複合事務組合一般会計歳入歳出予算

については、原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

各 委 員  
村松教育長

異議なし。

ご異議なしと認め、議案第4号は了承されました。

事務局から、その他説明事項はありますか。

事 務 局  
村松教育長

ございません。

事務局からは、特にないようですが、各委員から他にご意見・ご質問等があれば、ご発言願います。

各 委 員  
村松教育長

ありません。

別になければ、本日予定されておりました案件は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第1回十勝圏複合事務組合教育委員会会議を閉会いたします。